

【30 解読文】 県庁移転一件総代人取調照会按

(明治十四年：一八八一) (A)

(表紙) 明治十四年

管内雑事 永年保存

(朱書) 「共二冊
第一号」

(朱書) 「二十一日発」

明治十四年九月二十一日調 野田七等警部

令 大書記官 警察本署

松本裁判所詰検事へ左按ノ通、御照会相成可レ然哉、
(松本裁判所詰め検事へ左按(あん)の通り、御照会相成り然(しか)るべき哉、)
此段相伺候
(此(こ)の段相伺い候)

(朱書) 「警丙第二百四十六号」

按

当県高崎駅龍見町士族
長尾景之

右之者儀、当県移庁ノ儀ニ付、該駅四十式ケ町人
(右の者儀、当県移庁の儀に付、該駅四十式か町人)

民惣代人ノ一部ニテ、甲号写書面差出、加レ之ノミナ
(民惣代人の一部にて、甲号写し書面差し出し、しかのみな)

ラス、客月十一日早天、数百ノ人民、突然庁内ニ集
(らず、客月(かくげつ)十一日早天(そうてん)、数百の人民、突然庁内に集)

合シタルニ依リ、夫々取調候処、乙号写ノ通申立、
(合したるに依り、夫々(それぞれ)取り調べ候処、乙号写しの通り申し立て、)

景之儀ハ目下(もつか)貴所奉職ノ由(よし)に付、外惣代人申し供
(景之儀は目下(もつか)貴所奉職の由(よし)に付、外惣代人申し供し)

ノ通、相違ノ有無ヲ取調、具手続書ヲ徴シ、至急御
(の通り、相違の有無を取り調べ、具(つづき)に手続き書を徴し、至急御)

廻送有レ之度、此段及ニ御照会一候也
(廻送これ有り度、此の段御照会に及び候也)

明治十四年九月二十一日 群馬県 警察本署

松本裁判所 検事 御中

追テ景之儀、目下貴所管内支区区庁等へ在
(追って景之儀、目下貴所管内支区区庁等へ在)

勤致居候ハ、召喚ノ上、御取調有レ之度候也
(勤致し居り候はば、召喚の上、御取り調べこれ有り度候也)